

	別表第1（い）欄
（1）	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場
（2）	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、ホテル、旅館、 下宿、共同住宅、寄宿舍、児童福祉施設等（幼保連携認定こども園を含む）
（3）	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、 ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場
（4）	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、 飲食店、物販店舗（床面積が10㎡以内のものを除く）
（5）	倉庫
（6）	自動車車庫、自動車修理場、映画スタジオ、テレビスタジオ